

2014年10月1日

公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)

会員制度を改定し、「一般会員」を創設。 ～「消費者の声」を企業の消費者志向経営にいつそう活かすために～

企業等の消費者対応部門の責任者や担当で組織する公益社団法人消費者関連専門家会議（通称・ACAP、所在地：東京都新宿区、理事長：佐分正弘）は、2014年10月1日付にて会員制度の改定を行い、「一般会員」を創設します。

「一般会員」は、消費者問題に関心ある学生や消費者関連の有資格者を含む一般の消費者が、個人資格で入会できる制度です。従来、企業や団体で消費者対応の業務に従事する者（＝正会員）を中心に事業展開してまいりましたが、会員の枠を広げ情報のネットワークを拡充することにより、公益社団法人としての活動の活性化を図り、「消費者の声」を企業等の消費者志向経営によりいつそう活かしてまいります。

1. 「一般会員」制度の内容と特典

消費者問題に関心ある学生や消費者関連の有資格者を含む一般の消費者が、個人資格で入会できる制度です。

年会費は3,000円で、ACAPが年4回発行する機関誌「FORUM」や企業・団体等が制作・配布する消費者啓発資料等をお届けします。また、ACAPが主催する消費者問題のシンポジウムや講演会・意見交換会等にも出席いただけます。

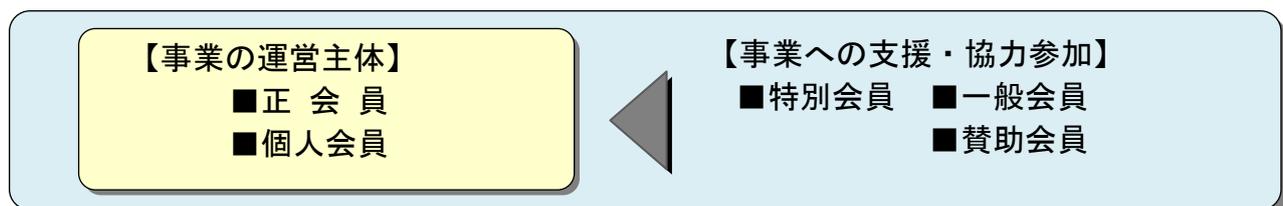
また、ACAPが行う消費者関連の意識調査等にご協力いただくことにより、一般会員ご自身の「声」を企業に届けることが可能となります。

2. 新会員制度への移行イメージ

旧会員区分	新会員区分	要点
正会員	正会員	○企業等において消費者対応業務に従事する者
準会員	個人会員	○正会員の経験を有する者 ※名称の変更
特別会員	特別会員	○有識者・学識経験者等で構成され、ACAPの活動を支援
賛助会員	賛助会員	○ACAPの事業を財政面で支援する企業団体等
	一般会員	○2014年10月1日付で創設 ○消費者問題に関心のある学生や一般の消費者。※個人資格

※会員制度改定にあたり、「準会員」を「個人会員」に名称変更いたしました。

3. 会員の構成イメージ



以上

◆本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人消費者関連専門家会議 (ACAP)
事務局 清水 きよみ TEL: 03-3353-4999 E-MAIL: acap@acap.jp

◆参考

公益社団法人消費者関連専門家会議(ACAP)

企業や団体のお客様相談部門の責任者・担当で構成する組織として、1980年(昭和55年)の設立以来、企業の消費者志向経営の推進、消費者対応力の向上、消費者、行政、企業相互の信頼の構築に向けて、各種研修、調査、消費者啓発活動、交流活動等を行っています。

英文表記の the Association of Consumer Affairs Professionals の頭文字をとり、ACAP(エイキャップ)の名前で親しまれています。

会員数	正会員名752名(581社) 全会員数852名 (2014年9月19日現在)
理事長	佐分 正弘 (さぶり まさひろ) トヨタ自動車株式会社
特別顧問	高 巖 (たか いわお) 麗澤大学教授 経済学部長
所在地等	【事務局】 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-12 玉屋ビル 5F TEL 03-3353-4999 FAX 03-3353-5049 http://www.acap.or.jp 【大阪事務所】 〒540-0028 大阪市中央区常盤町 2-1-8 MIRO 谷町 7F TEL 06-6943-4999 FAX 06-6943-4900